

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、燃ゆる感動かごしま国体（薩摩川内市会場地開催分。以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技に関すること。
- (3) 競技施設及び関連施設に関すること。
- (4) 大会開催及び運営のための経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構 成)

第4条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市の代表者及び役職員
- (2) 市議会を代表する者及び市議会議員
- (3) 関係競技団体、その他関係行政機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会の開催準備に関係のある者

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、薩摩川内市長をもってあてる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

3 監事は、会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したもののみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもってあてる。
- 3 副委員長は、副会長をもってあてる。

- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。

2 設立当初の役員の選任は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 第10条第2項の規定にかかわらず、最初に招集される設立総会は、市長が招集する。

4 本会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から翌年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成29年8月22日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会」とあるのは、「燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会」と読み替える。

附 則

1 この会則は、令和3年4月23日から施行する。

2 この会則施行の際、現に制定又は策定されている燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会」とあるのは「特別国民体育大会」と読み替える。